



# 栃木県公報

令和5(2023)年  
10月17日(火)  
第447号

## 目次

### 告示

○道路の区域の変更	759
○道路の供用開始	760

### 公告

○地域森林計画の案の縦覧等	760
○地域森林計画の変更の案の縦覧等	760
○公の施設に係る指定管理者の募集	761

## 告示

### 栃木県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年10月17日から同年11月15日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年10月17日

栃木県知事 福田 富一

#### I

道路の種類 一般国道

路線名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
/	前	那須郡那珂川町三輪字藤柄沢896から 那須郡那珂川町三輪字藤柄沢892-3まで	11.5～23.7	860.0	
	後	那須郡那珂川町三輪字藤柄沢896から 那須郡那珂川町三輪字藤柄沢892-3まで	13.0～29.0	860.0	

#### II

道路の種類 一般国道

路線名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
/	前	宇都宮市徳次郎町731-1から 宇都宮市徳次郎町2102-1まで	14.7～15.4	170.7	

	後	宇都宮市徳次郎町731-1から 宇都宮市徳次郎町2102-1まで	14.7～16.9	170.7	
--	---	-------------------------------------	-----------	-------	--

栃木県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年10月17日から同年11月15日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年10月17日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
4	主要地方道 宇都宮鹿沼線	鹿沼市千渡字飯岡131-1から 鹿沼市千渡字新田1227-1まで	令和5（2023）年 10月17日

（道路保全課）

**公 告**

○地域森林計画の案の縦覧等

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を、栃木県環境森林部森林整備課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において、令和5（2023）年10月17日から同年11月15日まで一般の縦覧に供する。

なお、同条第2項の規定により、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和5（2023）年10月17日

栃木県知事 福田 富一

森林計画区 の名称	計画期間	計画対象区域	所轄の環境森林事務所 又は森林管理事務所
鬼怒川	令和6（2024）年4月1日から 令和16（2034）年3月31日まで	日光市の区域	県西環境森林事務所
		宇都宮市、真岡市、上三川町、益子町、市貝町及び芳賀町の区域	県東環境森林事務所
		高根沢町の区域	矢板森林管理事務所

○地域森林計画の変更の案の縦覧等

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更の案を、栃木県環境森林部森林整備課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において、令和5（2023）年10月17日から同年11月15日まで一般の縦覧に供する。

なお、同条第2項の規定により、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和5（2023）年10月17日

栃木県知事 福田 富一

森林計画区 の名称	計画期間	計画対象区域	所轄の環境森林事務所 又は森林管理事務所

渡良瀬川	令和4(2022)年4月1日から 令和14(2032)年3月31日まで	鹿沼市の区域	県西環境森林事務所
		足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町及び野木町の区域	県南環境森林事務所
那珂川	令和3(2021)年4月1日から 令和13(2031)年3月31日まで	茂木町の区域	県東環境森林事務所
		大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町及び那珂川町の区域	県北環境森林事務所
		矢板市、さくら市及び塩谷町の区域	矢板森林管理事務所

(森林整備課)

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和5(2023)年10月17日

栃木県知事 福田 富一

I

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県井頭公園

(2) 所在地

栃木県真岡市下籠谷99

(3) 設置の目的

多様化し、増大する県民のレクリエーション需要に対応するための公園施設の提供

(4) 規模等

開園面積93.3ha

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 栃木県井頭公園の維持管理に関すること
- ② 有料公園施設の利用の許可に関すること
- ③ 栃木県井頭公園の運営に関すること
- ④ その他附帯する業務を行うこと

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11年(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月17日(金)から同年12月18日(月)までの日(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより、下記の担当部局宛て提出とす

る。)

7 担当部局

栃木県県土整備部都市整備課公園緑地担当  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館14階南側  
TEL 028-623-2474 Eメール tseibi@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は担当部局に備え置くとともに、栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/1017igashirakoubo.html>)

II

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県那須野が原公園

(2) 所在地

栃木県那須塩原市千本松801番地3

(3) 設置の目的

那須野が原における県民の余暇ニーズに対応する活動拠点の提供

(4) 規模等

開園面積59.4ha(うち指定管理者の行う管理の面積56.9ha)

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 栃木県那須野が原公園の維持管理に関すること
- ② 有料公園施設の利用の許可に関すること
- ③ 栃木県那須野が原公園の運営に関すること
- ④ その他附帯する業務を行うこと

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11年(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月17日(金)から同年12月18日(月)までの日(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより、下記の担当部局宛て提出とする。)

7 担当部局

栃木県県土整備部都市整備課公園緑地担当  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館14階南側  
TEL 028-623-2474 Eメール tseibi@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は担当部局に備え置くとともに、栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/1017nasunogaharakoubo.html>)

III

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

- (1) 名称  
栃木県みかも山公園
- (2) 所在地  
栃木県栃木市岩舟町下津原1747番地1
- (3) 設置の目的  
三轟山の一部を利用した県民の余暇ニーズに対応する活動拠点の提供
- (4) 規模等  
開園面積165.9ha
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準  
開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① 栃木県みかも山公園の維持管理に関すること
    - ② 栃木県みかも山公園の運営に関すること
    - ③ その他附帯する業務を行うこと
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
令和6(2024)年4月1日から令和11年(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
令和5(2023)年11月17日(金)から同年12月18日(月)までの日(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより、下記の担当部局宛て提出とする。)
- 7 担当部局  
栃木県県土整備部都市整備課公園緑地担当  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館14階南側  
TEL 028-623-2474 Eメール tseibi@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他  
公募要領は担当部局に備え置くとともに、栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/1017mikamoyamakoubo.html>)

## IV

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称  
栃木県日光だいや川公園
  - (2) 所在地  
栃木県日光市瀬川844
  - (3) 設置の目的  
日光の自然並びに悠久の歴史及び文化へいぎなう、日光地方生活圏における広域レクリエーション活動拠点の提供
  - (4) 規模等  
開園面積55.8ha
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準

開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 栃木県日光だいや川公園の維持管理に関する事
- ② 有料公園施設の利用の許可に関する事
- ③ 栃木県日光だいや川公園の運営に関する事
- ④ その他附帯する業務を行う事

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11年(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月17日(金)から同年12月18日(月)までの日(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより、下記の担当部局宛て提出とする。)

7 担当部局

栃木県県土整備部都市整備課公園緑地担当  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館14階南側  
TEL 028-623-2474 Eメール tseibi@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は担当部局に備え置くとともに、栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/1017nikkodaiyagawakoubo.html>)

V

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県とちぎわんぱく公園

(2) 所在地

栃木県下都賀郡壬生町大字国谷2273番地

(3) 設置の目的

創造性にあふれ、ゆめ多くやさしく、たくましいこどもを育てる公園施設の提供

(4) 規模等

開園面積37.2ha

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 栃木県とちぎわんぱく公園の維持管理に関する事
- ② 栃木県とちぎわんぱく公園の運営に関する事
- ③ その他附帯する業務を行う事

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11年(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

## 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

## 6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月17日(金)から同年12月18日(月)までの日(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより、下記の担当部局宛て提出とする。)

## 7 担当部局

栃木県県土整備部都市整備課公園緑地担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館14階南側

TEL 028-623-2474 Eメール tseibi@pref.tochigi.lg.jp

## 8 その他

公募要領は担当部局に備え置くとともに、栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/1017tochigiwanpaku.html>)

(都市整備課)